

定 款

シーキューブ株式会社

昭和 29 年 5 月 13 日制定
昭和 49 年 5 月 31 日改正
昭和 51 年 6 月 29 日改正
昭和 57 年 6 月 24 日改正
昭和 59 年 6 月 28 日改正
昭和 61 年 6 月 26 日改正
昭和 63 年 6 月 28 日改正
平成 3 年 2 月 19 日改正
平成 4 年 6 月 25 日改正
平成 6 年 6 月 29 日改正
平成 9 年 6 月 27 日改正
平成 10 年 6 月 26 日改正
平成 11 年 6 月 29 日改正
平成 14 年 6 月 27 日改正
平成 15 年 6 月 27 日改正
平成 16 年 6 月 29 日改正
平成 17 年 6 月 29 日改正
平成 18 年 6 月 29 日改正
平成 21 年 6 月 26 日改正
平成 28 年 6 月 28 日改正
平成 29 年 6 月 28 日改正

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、シーキューブ株式会社と称し、英文では C-CUBE Corporation と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報通信設備、電気設備、消防設備並びに付帯設備の建設、保守
2. 土木、建築、並びに付帯設備の建設、保守
3. 前各号に関連する設計、測量
4. 前各号に関連する機材の製造、販売、賃貸、並びにコンサルタント業務
5. ソフトウェアの設計、開発、販売
6. 一般貨物自動車運送業
7. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
8. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
9. ICT関連機器の研究、開発、販売、コンサルタント業務
10. 医療器具並びに計量器の販売、及び付帯業務
11. 農産物の生産、加工及び販売
12. 前各号に関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公 告 方 法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 550,413 百株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当社が売り渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約券の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める請求をする権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に差出さねばならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社の取締役は 15 名以内とする。

(選 任 方 法)

第 20 条 取締役は株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 会社を代表する取締役は 2 名以内とし、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。

ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(取締役会 規 程)

第 24 条 取締役会は法令または定款に定める事項のほか、会社の業務の執行を決定する。細目については取締役会規程の定めるところによる。

(報 酬 等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 26 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務の怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第27条 当社の監査役は4名以内とする。

(選 任 方 法)

第28条 監査役は株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常 勤 の 監 査 役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。

ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(監 査 役 会 規 程)

第32条 監査役会は法令または定款に定める事項のほか、監査役の業務の執行を決定する。細目については、監査役会規程の定めるところによる。

(報 酬 等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第36条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第37条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。